

2021年3月18日

拓殖大学
学長 川名 明夫
国際交流留学生センター長
副学長 潜道 文子

令和3（2021）年度 海外留学プログラム等の取り扱いの方針

今年度の海外留学プログラムは原則として一年間中止とします。

依然として新型コロナウイルス感染症が終息しないことから、令和3年度の本学主催海外研修プログラムについては以下の4つ全ての要件を満たさない場合にはプログラムを実施することは困難となります。

記

1. 研修先国・地域は外務省発出危険情報及び感染症危険情報が「レベル1（十分注意してください）」以下であること。（従来からの派遣の条件通り）
2. 研修先国・地域における出入国制限がないこと。
3. その上で研修先大学等が受入可能であること。
4. そのときの判断基準はWHOや日本政府の公式見解なども参考にする。

また、新型コロナウイルス感染症の状況が大幅に改善された場合は再考することとし、本年7月以降を目処に判断の機会を予定しています。

未だに世界的な新型コロナウイルス感染症の終息見込みが充分立たない状況であり、ゼミ旅行や研修、クラブ活動の遠征や合宿、また、個人による旅行、語学研修、開発研修など海外留学プログラム以外の海外渡航に関しても、自身を含め他の人の生命と健康を守る上でも、今暫く実施せぬよう自粛を要請します。

以上